

宮城県森林審議会

令和 6 年 2 月 1 4 日（水）

審議事項資料

資料 1 森林審議会関係法令等

森林審議会関係法令等

	頁
1 森林法，森林法施行令及び宮城県森林審議会規程の抜粋	1
2 宮城県森林審議会の概要	2～4
3 森林審議会関係法令等	
(1) 森林審議会の委員の定数を定める条例	5
(2) 宮城県森林審議会規程	6
(3) 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱	8
(4) 林地開発許可における宮城県森林審議会の意見聴取の基準について	12

● 森林法（抜粋）

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

● 森林法施行令（抜粋）

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

● 宮城県森林審議会規程（抜粋）

第3条 審議会は、会長が必要の都度招集する。

第4条 会長は、会議の議長となり議事処理する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

2 森林保全部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林法（昭和26年法律第249号）第10条第1項の規定による許可に関する事

二 森林法第27条第3項の意見書に関する事

三 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項

3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令、同法第5条第1項に規定する命令、同法第7条の3第1項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第7条の5第1項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第7条の6第1項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第7条の9第1項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関する事

二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

4 部会長は、部会を開催したときは、速やかに、当該部会における調査審議の概要について報告書を作成し、議事録を添えて会長に提出しなければならない。

5 第3条、第4条及び第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

第9条 審議会は、原則として公開とする。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

宮城県森林審議会の概要

1 森林審議会の設置

関係法令	森林法，森林法施行令，宮城県森林審議会規程	
設置根拠	都道府県に都道府県森林審議会を置く。（森林法第68条第1項）	
所掌事務	森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。（森林法第68条第2項） 具体的には、下記の調査審議事項のとおり。	
審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域森林計画の樹立及び変更に関すること 2 林地開発許可，保安林の解除に関すること【森林保全部会】 3 森林病虫害等防除事業に係る県防除実施基準の策定・変更，高度公益機能森林等の区域指定・変更等に関すること【森林保護部会】 4 その他（森林法の施行に関する重要事項） 	
組 織	委員数	11名以内（森林審議会の委員の定数を定める条例*） 学識経験を有する者のうちから，知事が任命する（森林法第70条第2項） * 都道府県森林審議会の委員の定数は森林法で定められていたが、地域主権改革一括法の成立により、森林法の一部が改正され定数の上限が廃止されることに伴い、条例において定数を定めたもの。（H26. 4. 1施行）
	任期	2年（令和6年2月1日から令和8年1月31日）（森林法第70条第3項）
	会長及び 会長代行	委員が互選した者（森林法第71条第1項及び第3項）
	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。（森林法施行令第7条第1項） ・ 部会に部会長を置き、会長が指名する。（森林法施行令第7条第2項） ・ 委員の所属部会は、会長が定める。（森林法施行令第7条第3項） ・ 現在設置されているのは森林保全部会及び森林保護部会。（宮城県森林審議会規程第8条） （部会の審議事項は別紙のとおり）
会議の開催	会長及び部会長が必要の都度招集する（宮城県森林審議会規程第3条）	
会議の公開	原則として公開とする（情報公開条例・宮城県森林審議会規程第9条）	

2 森林保全部会で審議する事項

(1) 林地開発許可に関するもののうち、許可しようとする面積が10ha以上のもの（変更案件については新たに10ha以上を拡大する案件）

参考：林地開発許可制度について

- 1 許可の対象（森林法第10条の2第1項 森林法施行令第2条の3）
地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く）において、土石または樹根の採掘，開墾その他の土地の形質を変更する行為をしようとする場合で、かつ次の場合。
 - ① 道路の開設の場合は、幅員3mを超え、かつその面積が1haを超えるもの
 - ② 太陽光発電設備の設置を目的とする場合には、その面積が0.5haを超えるもの
 - ③ その他の場合には、その面積が1haを超えるもの
- 2 許可の基準（森林法第10条の2第2項）
下記の4つの基準にあてはまると認められるときに許可される。
 - ① 土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
 - ② 水害を発生させるおそれがないこと
 - ③ 水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと
 - ④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと
- 3 森林審議会の意見
知事は林地開発の許可をしようとするときは、森林審議会の意見を聴かなければならない。（森林法第10条の2第6項）
なお、平成3年9月19日森林審議会議決事項に基づき、許可しようとする面積により諮問を要しない事案が定められており、審議会に諮らない案件は、年度分を取りまとめ報告することとされている。

(2) 農林水産大臣に申請される保安林の解除申請に係る知事の意見書に関するもので、下記以外のもの

- ・ 転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの
- ・ 転用に係る面積が1ha未満のもの。ただし、当該転用の目的・態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除く

参考：保安林の解除申請について（森林法第27条）

保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、保安林の指定を解除すべき旨を農林水産大臣に申請することができるが、都道府県知事以外の者が保安林の解除を申請する場合にはその森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

その場合都道府県知事は、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。

(3) 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項

3 森林保護部会で審議する事項

(1) 森林病虫害等防除事業に係る下記の事項に関すること

- ・ 農林水産大臣による駆除命令区域の指定及び変更
- ・ 知事による駆除命令区域の指定及び変更
- ・ 命令防除に係る区域の決定
- ・ 都道府県防除実施基準の策定及び変更
- ・ 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更
- ・ 樹種転換促進指針の策定及び変更
- ・ 地区防除指針の策定及び変更

参考：森林病虫害等防除事業について

1 審議事項の個別項目について

(1) 農林水産大臣による駆除命令（森林病虫害等防除法第3条第1項第4号及び同条第2項）

- ・ 農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する樹幹注入及び特別伐倒駆除の対象区域

(2) 知事による駆除命令（森林病虫害等防除法第5条第1項）

- ・ 知事による駆除命令の対象区域

(3) 都道府県防除実施基準（森林病虫害等防除法第7条の3第1項）

- ・ 特別防除（空中散布）を行うことのできる森林に関する事項
- ・ 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- ・ 特別防除により農業、漁業その他の事業被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
- ・ その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

(4) 高度公益機能森林（森林病虫害等防除法第7条の5第1項）

保安林として指定された松林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種からなる森林によっては当該機能を確保することが困難な松林

(5) 被害拡大防止森林（森林病虫害等防除法第7条の5第1項）

松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することになると認められる松林

(6) 樹種転換促進指針（森林病虫害等防除法第7条の6第1項）

松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林から、松以外の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換を「樹種転換」と呼び、この樹種転換に係る施業に関する事項や森林組合等による樹種転換の促進に関する事項等を定めている。

(7) 地区防除指針（森林病虫害等防除法第7条の9第1項）

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の松林であって、自主的防除措置を的確に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められる松林に関する基準や、地区実施計画の指針を定めている。

2 森林審議会の意見（森林病虫害等防除法）

都道府県知事は上記(3)～(7)の策定・指定・変更をしようとするときは、森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(1)(2)については、宮城県森林審議会規程によってのみ調査・審議することが規定されている)

(2) 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

森林審議会の委員の定数を定める条例

平成25年12月20日

宮城県条例第89号

森林法(昭和26年法律第249号)第68条第1項の規定に基づき設置する宮城県森林審議会の委員の定数は、11人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮城県森林審議会規程を次のように定める。

宮城県森林審議会規程

第1条 宮城県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)に職務遂行上の支障があり又は、委員としてふさわしくない行為があつたときは、知事は、これを解任することができる。

第3条 審議会は、会長が必要の都度招集する。

第4条 会長は、会議の議長となり議事进行处理する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 審議会は、法第68条第3項の規定により関係行政庁に建議したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

第6条 審議会は、必要があるとき、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、県の一般職の職員の中から知事が任命する。

3 幹事は、会長の指揮をうけて庶務を整理する。

4 書記は、上司の命をうけて庶務に従事する。

第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

2 森林保全部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可に関すること。

二 森林法第27条第3項の意見書に関すること。

三 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項

3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第3条第1項第4号及び同条第2項の規定による命令、同法第5条第1項に規定する命令、同法第7条の3第1項に規定する都道府県防除実施基準の策定及び変更、同法第7条の5第1項に規定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定及び変更、同法第7条の6第1項に規定する樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同法第7条の9第1項に規定する地区防除指針の策定及び変更に関すること。

二 審議会が森林保護上特に必要と認めた事項

4 部会長は、部会を開催したときは、速やかに、当該部会における調査審議の概要について報告書を作成し、議事録を添えて会長に提出しなければならない。

5 第3条、第4条及び第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(昭63告示540・追加，平10告示230・一部改正)

第9条 審議会は、原則として公開とする。

(平9告示321・追加)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(昭63告示540・追加，平9告示321・旧第9条繰下)

附 則

1 この規程は、告示の日から施行する。

2 宮城県林政審議会規程(昭和25年宮城県告示第45号)及び宮城県地方森林会議議事規則及び宮城地方森林会実施調査手続(明治32年宮城県告示第36号)は、廃止する。

附 則(昭和63年告示第540号)

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第321号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年告示第230号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱

平成 11 年 6 月 18 日
県情公第42号総務部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第19条に規定する会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象機関)

第2 会議の公開の対象となる機関（以下「審議会等」という。審議会等の部会等も含む。）は、次のとおりとする。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、知事の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置されたものをいう。

(2) 附属機関に準ずる機関要綱、要領等の規定により、知事の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置された県民、学識経験者等が構成員となり継続して開催される審議会、懇話会、委員会等をいう。

(審議会の設置等)

第3 審議会等を設置した場合、審議会等を所管する本庁の課（室）及び地方機関（以下「担当課所」という。）の長は、当該審議会等の事務の内容及び会議における審議事項等について、別紙1により県政情報・文書課長に報告しなければならない。

この資料は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

2 担当課所の長は、審議会等の改廃、担当事務の変更等がある場合は、県政情報・文書課長にその旨を報告するものとする。

(審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定)

第4 審議会等は、条例第19条の規定に基づき、会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。この場合において、審議会等は、次回以降の会議で審議する事項等に応じて、その都度当該決定を変更することができる。

(審議会等の公開の方法)

第5 審議会等の会議の公開は、県民等が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、あらかじめ傍聴定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものとする。傍聴席には、原則として椅子と机を用意することとするが、会場の状況等によりやむを得ない場合は、椅子のみとすることができる。

3 審議会等は、会場に、その名称を明示するものとする。

4 審議会等は、原則として、傍聴席とは別に記者席を設けるものとする。

5 傍聴席の定員は、10人以上とするが、審議会等の長が、審議内容等の関心が高いと判断した場合には、適宜増員に努めなければならない。

6 傍聴者及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布するものとする。

7 審議会等は、傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。

なお、傍聴要領は、別紙2の傍聴要領例を参考として定めるものとする。

8 審議会等は、報道機関の取材に対して配慮するものとする。

(審議会等の傍聴の手続)

第6 審議会等の傍聴の手続は、次に掲げる各号に準じて、当該審議会等の判断により決定するものとする。

- (1) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとするが、定員を超えて傍聴希望者があるときは、可能な範囲で傍聴を認めるよう努めること。
- (2) 審議会等が適当と認める場合は、事前に抽選により傍聴者を定めることができるものとする。
- (3) 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日、会場において会議開催の30分前から行うものとする。
- (4) 審議会等は、第5第7項により定めた傍聴要領を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。
- (5) 会議において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、当該審議会等の判断によるものとする。

(審議会等の開催の周知・報告)

第7 審議会等は、公開又は一部公開の会議を行う場合には、事前に開催を周知しなければならない。

なお、担当課所の長は、審議会等の第1回目の会議開催の周知を、この規定により行うことができる。

- 2 担当課所の長は、少なくとも開催の日の7日前までに次に定める事項を網羅した掲載文を作成し、担当課所のホームページに掲載するものとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 場所
 - (3) 議題
 - (4) 傍聴者の定員
 - (5) 傍聴手続
 - (6) 問い合わせ先
- 3 担当課所の長は、前項により作成した案内を庁舎内の掲示板に掲示するとともに、必要に応じて地方合同庁舎にも掲示し、あわせて報道機関への情報提供と県政情報・文書課長への送付を行うものとする。
- 4 県政情報・文書課長は、前項により送付のあった案内を県政情報・文書課のホームページに掲載するものとする。
- 5 地方機関が審議会等を開催する場合において、地方合同庁舎に存する地方機関は当該合同庁舎の掲示板に、存しない地方機関は当該地方機関においても案内を掲示するものとする。
- 6 担当課所の長は、必要に応じ、審議会等の会議に関する説明資料を、広報課長に提出するものとする。
- 7 担当課所の長は、審議会等の趣旨等から適当と認めた場合、県政だより、県政報道番組、新聞県政欄等の方法をできるだけ活用し、開催についての効果的な周知に努めるものとする。

(終了後の事務)

第8 担当課所の長は、会議資料については審議会等の終了後、審議会等の記録については速やかに作成した後、その写しをファイルに編てつし、県政情報・文書課長に提出しなければならない。この場合、審議会等の記録の形態は、審議事項等に応じ、会議録のほか、議事の要旨によることができる。

なお、ファイルの背表紙には、年度、審議会等の名称及び担当課所を明記するものとする。

- 2 担当課所の長は、会議資料及び会議録又は議事の要旨（以下「会議録等」という。）をホームページに掲載し、県政情報・文書課長にその旨を報告しなければならない。
- 3 前2項の公開する会議資料及び会議録等は、条例第8条第1項各号に規定する不開示情報を確実に除いたものとする。
- 4 県政情報・文書課長は、第1項により提出された会議資料及び会議録等を県政情報センターに配架するものとし、第2項により報告を受けた場合は、県政情報・文書課のホームページと担当課所のホームページをリンクするものとする。
- 5 会議資料及び会議録等の様式は問わないが、会議録等については、発言者を明記し、構成員全員が内容を確認したものとする。
- 6 審議会等の会議の会議資料及び会議録等の保存期間並びに県政情報センターにおいて閲覧に供する期間は、原則として審議会等の会議を開催した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。ただし、4月1日に審議会等の会議を開催した場合は、会議開催の日から起算して3年間とする。

なお、担当課所のホームページに掲載した会議資料及び会議録等については、その掲載期間は、少なくとも掲載後3年間とする。

（運用状況の公表）

第9 県政情報・文書課長は、毎年度始めに前年度の運用状況について、担当課所の長からの報告をとりまとめ、次の事項を県政情報・文書課のホームページ並びに県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

- (1) 審議会等の公開又は非公開の別
- (2) 非公開とした審議会等の非公開理由
- (3) 審議会等の開催状況
- (4) 傍聴者数及び報道機関の記者数

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 審議会等の会議の公開に関する指針（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

林地開発許可における宮城県森林審議会の意見聴取の基準について

平成 3 年 9 月 1 9 日

宮城県森林審議会議決事項

(許可の場合)

1 知事は、許可（変更許可を含む。）以下同じ。）しようとするときは、宮城県森林審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

ただし、許可しようとする面積が、10ha未満の場合を除く。

2 知事は、上記 1 により個別意見の聴取を要しない事案について許可を行った場合は、許可の概要について当該年度毎に取りまとめ、審議会へ報告するものとする。

(協議の場合)

3 知事は、協議を受けた場合は、協議の概要について当該年度毎に取りまとめ、審議会へ報告するものとする。